

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置

2020年12月5日

〈ポイント〉

12月4日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を継続する旨決定し、レベル2適用中の制限措置を強化する旨定めた政令を発出しました。

〈本文〉

●12月4日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2（オレンジ）を継続させること、また、同警報レベル適用期間中の制限措置を強化する旨の政令を発出しました（12月4日から14日間適用）。

●今回の政令発出に伴い、適用される制限措置の主な内容は以下のとおりです。

1 実施・営業が禁止されるもの

(1) エンターテインメント・文化関連施設（ライブハウス、サーカス、劇場、映画館、博物館、美術館など）。

(2) 屋内のレセプション、パーティー、その他イベント実施会場。

(3) 見本市などを実施するための総合展示場、学会を実施する会議場。

(4) バーやナイトクラブ。

2 公園については、マスク着用の上、屋外スペースにおける個人単位での運動のみを可とする(日曜日は閉鎖)。

3 公有地及び私有地における運動場の利用は不可とする（コンドミニオ内の共有スペースも含む）。

4 23時から翌5時までの外出、及び公共スペースにおけるアルコール飲料の摂取・販売を不可とする。

5 10人以上（14歳以下の子どもの人数は除く）が集まる親睦会などのイベントの実施を不可とする。なお、親睦会などのイベントを実施する場合は、同居する親族のみでの実施とする。

6 営業日・時間が制限されるもの

(1) 一般商店：9時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(2) 美容室、スポーツジム、ペットサロンなど：22時まで、月曜日から土曜日まで営業可。日曜日は営業不可。

(3) ショッピングセンター：8時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(4) レストラン・軽食堂：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

(5) パン屋：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日は7時～18時まで。

(6) スーパーマーケットや屋外市場（フェイラ）など：6時～22時、月曜日～土曜日まで営業可。日曜日はデリバリー形式で22時まで。

7 50%の稼働率で実施・営業可能なもの

ホテルなどの宿泊業。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト
<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decretos-amparam-medidas-de-combate-ao-coronavirus/55390>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話：41-3322-4919
－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp